三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字浄心一六八八の三・一七五二の一・一七五九・字今泊一九〇九の六・一九一四の二・一九二一の一・一九四八・一九五二・一九五三（以上九筆について次の図に示す部分に限る。）、一九一三の一
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県西海市崎戸町本郷字遠見一一三八、一二五九
二　指定の目的　土砂の崩壊の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び西海市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　長崎県東彼杵郡東彼杵町川内郷字グミノ木原一六四三（次の図に示す部分に限る。）、一六三九の一、一六三九の二、一六四一の一、一六四二の一から一六四二の三まで、一六四五
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字グミノ木原一六四二の二（次の図に示す部分に限る。）、一六四二の一、一六四三、一六四五
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおり
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県宍粟市一宮町公文字下モ金屋九六一の二・九六九の一、九七三の三、九七三の四、九七三の一一から九七三の一三まで
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字下モ金屋九六一の二・九六九の一・九七三の三・九七三の四・九七三の一一から九七三の一三まで（以上七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び宍粟市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市伊豆字今谷口五七二から五七六まで、五七九、五八〇、五八五、五八六
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字今谷口五七五・五七六・五七九・五八五・五八六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県養父市八鹿町小佐字広垣一五五〇の一から一五五〇の五まで、一五五一の一、一五五一の二、一五五七の二から一五五七の五まで
二　指定の目的　水源の涵養
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐に係る伐採種は、定めない。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県庁及び養父市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年七月二十二日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　兵庫県朝来市山東町与布土字奥山三〇七九の一（次の図に示す部分に限る。）、三〇七九の八、字樋ケ渕三〇八三の一、三〇八三の二、三〇八六の一
二　指定の目的　土砂の流出の防備
三　指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
字奥山三〇七九の一・三〇七九の八・字樋ケ渕三〇八三の一・三〇八三の二・三〇八六の一（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県庁及び朝来市役所に備え置いて縦覧に供する。）